

# 令和4年度 有田市住宅リフォーム工事費補助事業

有田市では、市民が安心して住み続けられる住まいづくりの一環として、市内業者を活用しリフォーム工事をされる方に対し、その経費の一部を補助する制度を実施します。

## 最大20万円の補助が受けられます！（50名程度）

補助対象工事費（消費税を除く）の20%【上限20万円】

※「補助金交付申請書類」がない場合、受付できませんのでご注意ください。

申請受付日時： **6月12日（日） 午前10時**（受付番号のくじ引き）

申請受付場所： 有田市役所 3階 第1・2・3会議室

申請受付の初日のみ、午前10時に受付場所において受付番号のくじ引きを行います。

**重要**

**午前10時までに、ご入室されない場合は、くじ引き後の最後尾**となりますので、ご注意ください。※午前10時以降の抽選後の最後尾へのご入室は、午前11時までとさせていただきます。

午前10時までに受付場所へ入室

入室順に着席

着席順にくじ引き実施

くじ番号順に再着席

くじ番号順に申請受付

予算額に達した時点で受付終了

- 令和3年度までに有田市木造住宅耐震診断を受けられた方で、令和4年度に住宅耐震改修事業を実施される方は、本補助金制度を優先して受付けます。（最大3件、受付期間：5月6日～5月27日）
- 過去に本補助制度を受けてリフォーム工事を行った住宅は補助対象外です。（判明した場合は、補助金を取り消します。）
- 申請書のみ提出など明らかに書類に不備がある場合や、工事業者による申請は受け付けいたしません。（申請書類に関しまして、不明点等がある場合は事前の確認を受付けています。）
- 本補助制度は、受付初日で終了する場合がありますので、ご了承ください。（終了次第、ホームページに掲載いたします。）
- 予算額に達した時点で受付は終了となりますので、ご了承ください。（最後の申請者は、予算の範囲内での補助金額となります。）
- 予算に残額があれば、6月13日（月）以降【土日祝除く】午前8時30分から午後5時15分まで、有田市役所庁舎3階 都市整備課 公共建築係 で受け付けいたします。 ※交付申請書提出順です。

### ◇補助対象者◇

次に掲げる条件を全て満たす方が申請できます

- 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- 持ち家住宅の場合、所有者もしくはその親族。
- 借家等の場合、賃借を受けている方もしくはその親族。
- ご家族を含め、暴力団員等でない方。  
※ここでの「親族」とは、配偶者並びに一親等内の血族及び姻族とします。  
※所有者本人以外の方の申請は、所有者の同意が必要です。

### ◇補助対象工事◇

次に掲げる全てを満たす工事

- 市内に事務所などがある法人や、市内に住所を有する個人事業者において、1年以上継続して営んでいる施工業者と契約し、工事を実施すること。
- 補助対象となる工事費（消費税を除く）が**10万円以上**であること。
- 補助金の交付決定後に契約、着工し、**令和5年2月28日**までに工事完了報告書の提出ができる工事であること。
- ※市が実施する「高齢者居宅改修補助事業」「住宅耐震改修事業」など他の補助制度利用の場合は、その対象額を補助対象工事費から除きます。

### ◇補助率・補助限度額◇

- 補助対象工事に要した費用（消費税を除く）の20%に相当する額で**上限は20万円**とする。  
（千円未満の端数は切捨てとします。）

### ◇補助対象住宅◇

- 市内の住宅  
店舗等併用住宅の場合は、住宅部分のみ対象。
- 市内マンション、集合住宅、借家  
マンション、集合住宅は専有部分とし、所有者の同意が必要です。
- 継続的に居住する住宅

### ◇その他◇

- 補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、**補助対象となりません**。
- 補助金の交付申請は、一戸の住宅につき1回限りです。

◇申請等に必要書類◇

補助金交付申請

●補助金交付申請書【様式第1号】

《添付書類》

- 1 住宅の位置図
- 2 リフォーム工事の見積書の写し(内訳明細付き)
- 3 リフォーム工事着工前の現況を明らかにする写真
- 4 リフォーム工事の内容を明らかにする図面(対象箇所を明示)
- 5 施工業者を確認できる書類【施工業者要件証明書】
- 6 申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有の場合は同意書
- 7 評価証明及び戸籍の請求並びに市税の滞納調査に係る同意書
- 8 債権者登録申請書(既に登録のある方は不要です)
- 9 暴力団排除誓約書
- 10 その他市長が必要と認めるもの

事業完了報告

●補助事業完了報告書【様式第5号】

《添付書類》

- 1 工事契約書又は請け書の写し
- 2 工事代金請求明細書及び領収書の写し
- 3 工事写真(施工中・完成後)
- 4 その他市長が必要と認めるもの

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用する方は、補助対象工事費からその金額を除きます。

- ①有田市高齢者居宅改修補助事業(介護保険係)
- ②有田市住宅耐震改修事業(公共建築係)
- ③有田市移住推進空き家活用補助事業(まちづくり係)
- ④有田市援農者宿舍改修費補助事業(みかん農政係)
- ⑤その他(雪害などによる損害保険等による補償など)

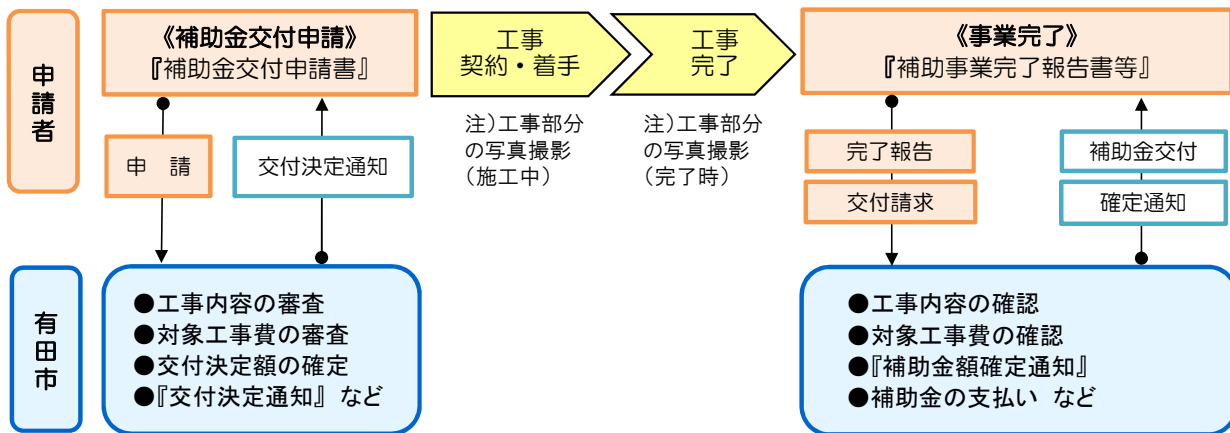
◇補助対象工事等の一例◇

凡例) ○:補助対象 ×:補助対象外 △:条件により補助対象

| 対象 | リフォーム等の内容   |
|----|---|
| ○  | 瓦の修理、屋根の葺替、屋根塗装、防水、雨どい修理  |
| ○  | 外壁材張り替え、タイル、外壁塗装、左官、大工工事  |
| ○  | 床張替え、壁クロス貼替え、手すり、段差解消   |
| ○  | システムキッチン、風呂、洋式便器、ウォシュレット、洗面化粧台、エコキュートなどの設置工事  |
| ○  | 天井、壁、床の断熱、防音工事  |
| ○  | サッシ、ドア、窓ガラスなどの設置工事  |
| ○  | 間取り変更工事   |
| ○  | 襖、障子の張替え、畳の表替え・取替え工事  |
| ○  | 造り付け家具の新設、補修  |
| ○  | 住宅リフォームに伴う電気設備工事<br>照明器具、コンセントやスイッチ取付け、配線工事など   |
| ○  | 住宅リフォームに伴う機械設備工事<br>配管工事、換気扇、給湯設備機器の設置など  |
| ×  | 新築、増築、改築、解体工事   |
| ×  | 住居部分以外の工事<br>店舗、事務所、車庫、物置、ウッドデッキ、カーポートなど  |
| ×  | 外構工事<br>門扉、フェンス、塀、テラス、擁壁、舗装、屋外給排水工事など   |
| ×  | 耐震改修工事<br>有田市住宅耐震改修等事業をご活用下さい   |
| ×  | 合併浄化槽工事<br>有田市合併浄化槽設置整備事業補助金をご活用下さい   |
| ×  | 造園工事、植栽、剪定、花壇、芝張り工事など   |
| ×  | 家電製品購入及び備品<br>冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、その他移動可能な電化製品、カーテン、ブラインド、家具、食器棚など                             |
| ×  | リフォーム以外の工事など<br>シロアリ駆除、防蟻処理、インターネットなどの配線工事<br>アンテナ、ハウスクリーニング、排水管清掃、下水道への接続工事、太陽光発電システム、図面・書類作成費など |
| △  | その他(個別審査による)  |

※上記の工事は一例です。詳しくはお問い合わせください。

◇補助事業申請の流れ◇



**★補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。**補助金申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

<申込先・お問合せ先>

有田市役所 経済建設部 都市整備課 公共建築係(有田市役所3階)

住 所 : 有田市箕島50番地

電話番号 : 0737-22-3619(直通)

「申請書」のダウンロードや詳細情報は、有田市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001033.html>

「申請書」は、市役所3階都市整備課でも配布しています。

